

株式会社SBCブックス 通勤手当支給規則

(制定日：2025年4月1日)

第1条（目的）

本規則は、株式会社SBCブックス（以下「会社」という）における社員の通勤に要する費用の支給基準を定め、社員の通勤に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規則は、会社に勤務するすべての社員に適用する。ただし、雇用形態により別途定めがある場合は、その定めを優先する。

第3条（通勤の定義）

本規則において「通勤」とは、社員が居住地から通常の勤務場所まで、合理的な経路および方法により移動することをいう。

第4条（支給対象）

通勤手当は、実際に通勤を行う社員に対して支給する。

第5条（支給額）

1. 通勤手当は、合理的かつ経済的な経路および方法による通勤に要する実費相当額を支給する。
 2. 通勤手当の支給額には、会社が定める上限額を設けることがある。
-

第6条（支給方法）

1. 通勤手当は、原則として1か月分をまとめて支給する。
 2. 支給方法および支給時期は、賃金の支払方法に準じる。
-

第7条（届出義務）

1. 社員は、通勤経路、通勤手段または居住地に変更が生じた場合、速やかに会社へ届け出なければならない。
2. 会社は、必要に応じて通勤経路等の確認を行うことがある。

第8条（不正受給）

虚偽の申告その他不正な手段により通勤手当を受給した場合、当該社員は返還義務を負い、就業規則に基づく懲戒処分の対象となることがある。

第9条（規則の改定）

本規則は、法令の改正または会社の事情により、必要に応じて改定することがある。

第10条（施行）

本規則は、2025年4月1日より施行する。